

○北しりべし廃棄物処理広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する規則

制 定 令和2年3月31日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、北しりべし廃棄物処理広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成22年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第2号）において準用する小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年小樽市条例第29号）第18条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(小樽市規則の準用)

第2条 会計年度職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項は、小樽市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年小樽市規則第12号。以下「市規則」という。）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(年次有給休暇の特例)

2 この規則の施行の日前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員又は法第22条第5項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定による臨時的任用職員として採用された職員（以下「改正前の非常勤職員等」という。）が、引き続いて令和2年4月1日から会計年度任用職員として任用された場合の市規則第14条第1項第3号の適用については、改正前の非常勤職員等の継続勤務期間を含むものとする。

(介護休暇及び介護時間の特例)

3 この規則の施行の日前において、改正前の非常勤職員等が、引き続いて令和2年4月1日から会計年度任用職員として任用された場合の市規則第17条第1項及び第18条第1項の特定職に引き続いて在職した期間については、改正前の非常勤職員等の継続勤務期間を含むものとする。

